

【佐倉市保育園等の利用に関する規則及び佐倉市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に関する規則の改正について】に寄せられた意見と市の考え方について

(1) 意見募集結果

意見募集期間	令和8年 7月 7日から 令和8年 7月21日まで
意見募集結果	意見提出者数 1人
	意見数 1件
意見に対する対応	意見を参考に案を修正したもの 0件
	原案のとおりとしたもの 1件

(2) 意見の内容と市の対応

No.	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の 修正の 有無
1	1.3ヶ月にしたことは大変良い 2.表記のしかたが改正前 2月を 90日に変更したのは良いが3月 ではないか 3.改正前と改正後が左右反対の 方が良い (※原文のまま記載しております。)	求職活動要件の支給認定期間 を2月から90日とする件につい て、こども・子育て支援法施行規 則の求職活動要件の支給認定期 間の記載に従って「90日」と表 記しております。 新旧対照表については、国及 び自治体において一般的に「左 側に改正後(新)、右側に改正前 (旧)」を記載する形式が用いら れており、本市においてもこれ に準じた取扱いとしております。	無